

医政発 0619 第 1 号  
令和 5 年 6 月 19 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

#### 医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平素より、医療行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 85 号。以下「改正省令」という。）が、本日公布されたところです。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれましては、十分御了知いただきとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### 記

##### 1 改正省令の趣旨

- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 21 条第 1 項第 1 号において、病院は、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者を有しなければならないとされており、同条第 3 項において、都道府県が条例を定めるに当たっては厚生労働省令で定める基準に従って定めることとされている。
- 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 19 条第 2 項において、病院の従業者及びその員数について、厚生労働省令で定める基準であって、都道府県が条例を定めるに当たって従うべきものを

定めており、栄養士については、同項第4号において、病床数百以上の病院にあつては、1名配置することとされている。

- 今般、規則第19条第2項第4号を改正し、「栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一」とあるのを、「栄養士又は管理栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一」に改める。

## 2 施行期日

令和6年4月1日

以上